

## 税理士によるスマホ申告相談会のお知らせ

日 時：令和8年2月2日(月)、4日(水) 13時30分～17時 入場整理券が必要  
※最終相談開始時間は16時です。

受付方法：開催日当日の13時より入場整理券を配付いたします。

会 場：水戸市役所会議室303(2月2日)、会議室304(2月4日)

対象者：給与所得者又は公的年金受給者で所得税の還付を受ける方

(例) 多額の医療費がある。住宅ローンで家を購入(住宅資金の贈与等がある方を除く)した。  
ふるさと納税をした。

※ただし、次の方は当相談会の対象外です。  
贈与税、不動産所得、事業所得、譲渡所得(不動産、株式等、FXほか)、  
配当所得、雑所得(年金以外)があり、それらの申告をする方

定 員：1日あたり20名

持ち物：

- ・スマートフォン (マイナンバーカード読み取り対応機種)
- ・マイナンバーカード (申告名義人のもの)
- ・マイナンバー作成時の暗証番号がわかるもの(次の①②の両方必要)
  - ① 署名用暗証番号(英数字6文字～16文字)
  - ② 利用者証明用暗証番号(数字4桁)
- ・給与所得又は公的年金等の源泉徴収票(令和7年中に支払いがあったものすべて)
- ・各種所得控除証明書(社会保険料、生命保険、地震保険、医療費、ふるさと納税など)

※医療費控除の申告をされる方は、あらかじめ医療費控除の明細書を作成してください。

医療費控除の明細書は国税庁ホームページでダウンロードできます。

- ・住宅ローン控除の適用要件及び必要書類等(国税庁ホームページでご確認ください)

国税庁HP 『住宅ローン控除を受ける方へ』

住宅を新築又は新築住宅を取得した場合

中古住宅を取得した場合

増改築をした場合 等

- ・還付金振込口座が分かるもの (申告名義人の物)

問い合わせ先：関東信越税理士会水戸支部 TEL 029-221-8786